

令和2年度 市民税・県民税申告の手引き

申告受付期間

2月17日(月)～3月16日(月)(土・日・祝日を除く)

■高崎市役所 財務部市民税課

〒370-8501 高崎市高松町35-1
電話 (027) 321-1218(直通)

■高崎市倉渕支所 税務課

〒370-3492 高崎市倉渕町三ノ倉303
電話 (027) 378-4523(直通)

■高崎市箕郷支所 税務課

〒370-3192 高崎市箕郷町西明屋702-4
電話 (027) 371-9051(直通)

■高崎市群馬支所 税務課

〒370-3592 高崎市足門町1658
電話 (027) 373-1214(直通)

■高崎市新町支所 税務課

〒370-1392 高崎市新町3152-1
電話 (0274) 42-1236(直通)

■高崎市榛名支所 税務課

〒370-3392 高崎市下室田町900-1
電話 (027) 374-5110(直通)

■高崎市吉井支所 税務課

〒370-2192 高崎市吉井町吉井川371
電話 (027) 387-3114(直通)

切り取って封筒の宛名にご利用ください。

〒370-8501
群馬県高崎市高松町35-1
高崎市役所 市民税課 宛
(市県民税申告書在中)

令和2年度の市民税・県民税は、平成31年1月1日から令和元年12月31日までの1年間に得た所得に対して課税されますので、前年中の所得額及び控除額について申告してください。

市民税・県民税の申告が必要な人

令和2年1月1日現在、高崎市に居住している人（所得の有無を問いません）

ただし、以下の(1)～(3)に該当する人を除きます。

- (1)税務署に所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出する（した）人
- (2)給与収入のみ（または公的年金等の収入のみ）で、支払先から高崎市に給与支払報告書（または公的年金等支払報告書）が提出されている人（※）
- (3)給与収入と公的年金等の収入のみで、支払先から高崎市に給与支払報告書と公的年金等支払報告書がそれぞれ提出されている人（※）

※支払報告書が提出されているか不明な人は、各支払先に確認してください。

※各種控除の内容に変更または追加がある人は申告が必要です。

◎前年中に所得がなかった方も申告してください

申告書裏面の「(1)前年中に所得がなかった人の記入欄」に記入します。

この申告は、国民健康保険税の算定や、各種福祉手当の受給判定及び所得・税金に関する証明書の交付などにも必要です。

●申告書提出に必要なもの

- 1 同封の申告書と朱肉を使う印鑑（認印で可）
- 2 個人番号（マイナンバー）を確認できる書類（個人番号カード、通知カード）
※通知カードの場合は、本人であることを確認できる書類（運転免許証、旅券、障害者手帳、写真付き社員証など）があわせて必要
- 3 前年中の所得の証明書（源泉徴収票、雇用主の支払証明書、収支内訳書、帳簿など）
- 4 前年中に支払った金額を確認できる控除証明書（社会保険料、国民年金保険料、生命保険料、地震保険料などの控除証明書）（医療費控除の明細書、セルフメディケーション税制の場合は一定の取組を明らかにする領収書等、寄附金受領証明書など）
- 5 雑損控除を受ける人は、損害額のわかる書類（工事領収書・明細書）、り災証明書など
- 6 障害者控除を受ける人は、障害者手帳または証明書
- 7 学生の場合は、学生証または在学証明書

●郵送による申告書提出（郵送先：〒370-8501 群馬県高崎市高松町35-1 高崎市役所 市民税課宛）

申告書の提出は、郵送でも受け付けています。その場合は、次のことにご注意ください。

- 1 上記「申告書提出に必要なもの」の2～7に該当する書類（個人番号を確認できる書類、障害者手帳・学生証については写し）を必ず申告書に添付してください。
※添付していただいた資料の返却はいたしません。
- 2 申告書の「氏名」欄に氏名を記入、押印し、「個人番号」欄に個人番号、「電話番号」欄に連絡先を記入してください。
- 3 申告受付書が必要な人は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

●留意事項

この申告書が送付された人でも、所得税及び復興特別所得税の納付が必要な人や還付を受けたい人等は、確定申告をする必要があります。

申告書の記入例

住所・氏名・フリガナ・生年月日・個人番号・電話番号・現住所・職業などを記入し、押印してください

令和2年度市民税・県民税申告書

この申告書には、平成31年1月1日～令和元年12月31日の内容を記入してください。

資料番号

(宛先) 高崎市長



年月日提出

令和2年1月1日の住所	高崎市高松町〇〇番地	現住所	同左
フリガナ	タカサキ タロウ	個人番号	業種・職業
氏名	高崎 太郎 (印)	××××××××××××××	〇〇小売
生年月日	明・天(印)・平・令 25 年 9 月 30 日	電話番号	お問い合わせ番号
		(027) × × × - × × × ×	

太枠の中のみ記入してください。(単位:円)

所得金額(円)	所得の種類	A 収入金額		B 必要経費		C 専従者控除額		所得金額(A-B-C)	
		1	営業等	4,070,000		2,346,800		500,000	
2	農業								
3	不動産								
4	利子								
5	配当								
6	給与	1,800,000							
7	専従者給与							裏面の「(10)給与・年金収入の内訳」欄もあわせて記入してください。	
8	雑	公的年金等	2,500,000						
		その他							
9	総合課税	A収入金額	B必要経費	C特別控除額	(A-B-C)		所得金額		
		短期						短期+[(長期+一時)/2]	
		長期						150,000	
		一時	1,000,000	200,000	500,000	300,000			
		合計							

所得から差し引かれる金額	控除の種類	控除の金額					所得から差し引かれる金額
		10	雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害金額	
11	医療費控除	A支払医療費		B補填される金額	C所得の5%又は10万円の少ない方		A-B-C
12	医療費控除の特例(セルフメディケーション)	医薬品購入費	a	医薬品購入費から差し引かれる金額	b	12,000	a-b(上限88,000)
13	社会保険料控除	国民健康保険	介護保険	後期高齢	国民年金	その他(源泉)	
14	小規模共済等	掛金の種類		支払掛金			
15	生命保険料控除	新生命保険料の計		新個人年金保険料の計	介護医療保険料の計		
16	地震保険料控除	旧生命保険料の計		旧個人年金保険料の計	所得税の控除額		
17	寡婦(寡夫)控除	死別・離婚・生死不明・未帰還					
18	勤労学生控除	学校名:					
19	障害者控除	本人	身体	精神・知的	1級	配偶者が障害者の場合は裏面(7)に、扶養親族が障害者の場合は裏面(8)に記入してください。	
20	配偶者(特別)控除	配偶者の合計所得金額		40,000	裏面の「(7)配偶者に関する事項」欄に必要事項を記入してください。		
21	扶養控除	裏面の「(8)扶養親族」欄に必要事項を記入してください。					
22	基礎控除						330,000
23	合計	※					

居住開始年月日	年月日	住宅借入金等特別控除可能額	
寄附金控除(所得税控除額)		所得税及び復興特別所得税額	14,294

市申送付不要 確申案内済 証明希望

受付	精査	資料入力	検算
----	----	------	----

前年中に所得がなかった人は、この欄に必要事項を記入してください
(6ページ「所得がなかった人」参照)

(1) 前年中に所得がなかった人の記入欄

※該当する番号を○印で囲んで、内容を記入してください。

1	次の人から仕送りを受けていた(又は扶養家族だった)	3	遺族年金又は障害年金を受給していた
	住所		年金の種類 遺族年金・障害年金
2	氏名	4	1~3に該当しない場合は、生活費の入手状況について記入してください。
	続柄		・預貯金 ・生活保護 ・その他()
失業給付金を受給していた (年 月 ~ 年 月)			

(2) 事業(営業等・農業)、不動産所得の収支内訳 (単位:円)

種目	金額	必 要 経 費	金額	
収入		必 要 経 費		
売上金額	4,070,000		消耗品費	55,000
自家消費・雑収入			損害保険料	10,000
計	① 4,070,000		減価償却費	379,800
必要経費			給料賃金	
売上原価			地代家賃	
期首棚卸	② 310,000		借入金利子	
仕入金額	③ 1,343,000		租税公課	
期末棚卸	④ 270,000		計	⑤ 963,800
計(①+②-③)	⑥ 1,383,000		必要経費計(④+⑤)	⑦ 2,346,800
経費		専従者控除	⑧ 500,000	
水道光熱費	252,000	所得金額(⑥-⑦-⑧)	1,223,200	
広告宣伝費	63,000			
旅費交通費				
通信費	84,000			
修繕費	120,000			

(3) 給与収入の明細書

月	収入金額(円)	月	収入金額(円)
1		7	
2		8	
3		9	
4		10	
5		11	
6		12	
賞与等			
収入合計			
勤務先	名称		
	所在地		
	電話番号		

(4) 減価償却費の計算

* (4)の②欄は、平成19年3月31日以前に取得した資産の場合=①×0.9
平成19年4月1日以後に取得した資産の場合=①の数字をそのまま使用

(単位:円)

減価償却資産の名称等	面積又は数量(m ² ・台等)	取得年月	取得価格 償却保証額 ①	償却の基礎 になる金額 ②	償却方法	耐用年数	償却率 ③	償却月数 ④	償却費 =②×③×④/12 ⑤	専用割合 ⑥	必要経費 =⑤×⑥	未償却残高
軽自動車	1台	H31年4月	800,000	800,000	定額	4年	0.25	9月	150,000	60%	90,000	650,000
木造店舗	133.5m ²	H19年1月	7,000,000	6,300,000	旧定額	22年	0.046	12月	289,800	100%	289,800	3,232,600
		年 月				年				%		

(5) 事業専従者に関する事項

氏名	高崎 春美	続柄	子	生年月日	昭和46年6月18日	専従者控除額(円)	500,000
個人番号	××××××××××××××××			明・大 昭・平			
氏名		続柄		明・大 昭・平	年 月 日		
個人番号						専従者控除合計	500,000

(6) 市・県民税を給与から差引きする人の
給与・公的年金等に係る所得以外(令和2年4月1日において65歳未満の人は給与
所得以外)の市・県民税の納税方法

給与から差引き 自分で納付

(7) 配偶者に関する事項

氏名	高崎 花子
個人番号	××××××××××××××××
生年月日	明・大(昭)平 26年8月20日
障害者控除 (配偶者特別控除の 場合は記入不要)	身体・精神・知的 同居・別居

別居の配偶者・扶養親族の氏名・住所

氏名	高崎 ハナ
住所	前橋市〇〇町××番地

(8) 扶養親族

※16歳未満(平成16年1月2日以降生)の扶養親族については、
扶養控除額に含まれませんが、扶養されている場合は、必ず記入してください。

氏名	高崎 一郎	続柄	孫	生年月日	昭・大 平・令 17年10月8日	障害者控除	身・精・知 2級
個人番号	××××××××××××××××			種類	特定・老人・一般・年少	同居・別居	(同居)・別居
氏名	高崎 ハナ	続柄	母	生年月日	昭・大 平・令 5年1月24日	障害者控除	身・精・知 級
個人番号	××××××××××××××××			種類	特定・老人・一般・年少	同居・別居	同居・(別居)
氏名		続柄		生年月日	明・大 昭・平・令 年 月 日	障害者控除	身・精・知 級
個人番号				種類	特定・老人・一般・年少	同居・別居	同居・別居
氏名		続柄		生年月日	明・大 昭・平・令 年 月 日	障害者控除	身・精・知 級
個人番号				種類	特定・老人・一般・年少	同居・別居	同居・別居

(9) 寄附金に関する事項

寄附先	団体名	金額(円)
都道府県・市区町村分		
住所地の共同基金 会 日赤支部		
条例指定分	都道府県	
	市区町村	

(10) 給与・年金収入の内訳

支払者の名称	種類	収入金額(円)
高崎〇〇工業	給与・年金	1,800,000
厚生労働省年金局	給与・年金	1,500,000
〇〇組合	給与・年金	1,000,000
	給与・年金	

所得金額

事業所得 (営業等・農業)、 不動産所得	<p>◎営業等 製造業・販売業・飲食業・建設業・サービス業・外交員・医師・税理士・作家・俳優などの事業による所得。</p> <p>◎農業 農産物の生産、家畜の飼育などによる所得。</p> <p>◎不動産 不動産（アパート・貸家・駐車場など）の賃貸料や権利金などによる所得。</p>
利子所得	公社債及び預貯金の利子、公社債投資信託の収益の分配金などによる所得。源泉分離課税分は申告不要です。
配当所得	<p>株式や出資金などの配当、投資信託の収益の分配金などによる所得。</p> <p>※配当所得を含む確定申告書を提出する（した）場合でも、市民税・県民税については申告不要制度を選択することができます。その場合、専用の申告書が必要となりますので、高崎市ホームページからダウンロードいただくか、市民税課（027-321-1218）へご連絡ください。</p>
給与所得	<p>給料・賃金・賞与などによる所得（パート・アルバイト含む）。</p> <p>◎源泉徴収票がある場合 申告書裏面の「(10)給与・年金収入の内訳」欄に必要事項（源泉徴収票が複数ある場合は全てについて）を記入します。</p> <p>◎源泉徴収票がない場合 申告書裏面の「(3)給与収入の明細書」欄に各月の収入金額、勤務先等について記入します。</p>
雑所得	<p>①公的年金等 厚生年金・国民年金・共済年金・恩給などによる所得。 ※遺族年金・障害年金は非課税所得です。遺族年金または障害年金のみ受給されている方は、6ページ「所得がなかった人」を参照してください。</p> <p>②その他 生命保険契約等に基づく年金、事業によらない原稿料・印税・講演料などによる所得。</p>
総合譲渡所得	<p>土地・建物以外の資産（機械、会員権、貴金属など）の譲渡による所得。</p> <p>※特別控除額は「短期」「長期」合わせて50万円。ただし、収入金額から必要経費を引いた残額を限度とし、その金額が赤字のときは0円となります。</p>
一時所得	<p>生命保険の満期返戻金、賞金や懸賞の当選金品、競馬や競輪の払戻金などによる所得。</p> <p>※特別控除額は50万円。ただし、収入金額から必要経費を引いた残額を限度とし、その金額が赤字のときは0円となります。</p>

所得から差し引かれる金額（所得控除）

雑損控除	<p>前年中に災害や盗難、横領により、住宅や家財などに損害を受けたとき。</p> <p>《控除額》＝次の①・②のうち、多い方の金額</p> <p>①損失額(損害金額＋災害関連支出の金額－保険等の補填額)－総所得金額等×10%</p> <p>②損失額のうち災害関連支出の金額－5万円</p> <p>【必要書類】被害を受けた資産、取得時期・取得価格のわかるもの、被害を受けた資産の取壊し・除去・修繕費用などのわかるもの、保険等で補填された金額のわかるもの、り災証明書等</p>
------	--

<p>医療費控除</p> <p>↑</p> <p>控除額が多い方を選択します</p> <p>↓</p> <p>医療費控除の特例 (セルフメディケーション税制)</p>	<p>前年中にあなたや生計を一にする親族のために支払った医療費が一定の金額以上あるとき。12ページ「医療費控除の明細書」を作成し、切り取って申告書とあわせて提出します。</p> <p>《控除額》＝支払った医療費－保険等の補填額－（総所得金額等×5%または10万円の少ない方）</p> <p>※最高限度額は200万円</p> <p>※総所得金額等×5%の計算において、小数点以下は切り捨てます。</p>
	<p>あなたが健康の保持増進や疾病の予防への一定の取組を行っていて、あなたや生計を一にする親族のために特定一般用医薬品等を12,000円以上購入したとき。13ページ「セルフメディケーション税制の明細書」を作成し、切り取って申告書とあわせて提出します。</p> <p>《控除額》＝購入したスイッチOTC医薬品代－12,000円 ※最高限度額は88,000円</p> <p>【必要書類】一定の取組を明らかにする領収書等</p> <p>※一定の取組とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険者（健康保険組合・市町村国保等）が実施する健康診断（人間ドック等） ・市町村が実施するがん検診や健康増進事業として行う健康診査（骨粗鬆症検診等） ・予防接種（定期接種またはインフルエンザワクチンの予防接種） ・勤務先で実施する定期健康診断（事業主健診）
<p>社会保険料控除</p>	<p>前年中に支払った国民健康保険・後期高齢者医療制度・国民年金・厚生年金・介護保険・雇用保険・農業者年金などの保険料。ただし、生計を一にする親族が受け取る公的年金等から直接差し引かれる社会保険料は、あなたの社会保険料控除の対象にはなりません。源泉徴収票に記載された社会保険料控除額については、「その他」欄に記入し、（ ）内には「源泉」と書き入れます。</p> <p>《控除額》支払った保険料全額</p>
<p>小規模共済等</p>	<p>小規模企業共済法に規定する共済契約掛金（旧第二種共済契約を除く）、確定拠出年金法に規定する年金加入者掛金、心身障害者扶養共済制度等の掛金。</p> <p>《控除額》支払った掛金全額</p>
<p>生命保険料控除</p>	<p>あなたやあなたの親族を受取人とする一般生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料を支払ったとき。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①平成24年1月1日以後に締結、更新等をした契約（新制度適用契約） ②平成23年12月31日までに締結した契約（旧制度適用契約） ③①と②両方の契約に係る控除がある場合…一般生命保険料・個人年金保険料については、「新契約のみで申告」「旧契約のみで申告」「新旧両契約を合計して申告」の3通りから有利な方法を選択できます。ただし、新旧両契約で申告する場合の最高限度額は28,000円です。 <p>※全体の最高限度額は合計で70,000円</p> <p>《控除額》8ページの計算表を参照してください</p>
<p>地震保険料控除</p>	<p>特定の損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料や、旧長期損害保険契約等に係る損害保険料の支払いがあったとき。</p> <p>《控除額》8ページの計算表を参照してください</p>
<p>寡婦（寡夫）控除</p>	<p>次のいずれかの要件に該当する方は寡婦または寡夫控除が受けられます。死別・離別・生死不明・未帰還の該当する欄に○を記入してください。</p> <p>ア 夫と死別もしくは離婚後婚姻していない方で、扶養親族のある方。</p> <p>イ 夫と死別後婚姻していない方で、合計所得金額が500万以下の方。</p> <p>ウ 妻と死別もしくは離婚後婚姻していない方で、扶養親族である子を有し、かつ合計所得金額が500万以下の方。</p> <p>※夫と死別もしくは離婚後婚姻していない方で、扶養親族である子を有し、かつ合計所得金額が500万以下の方は寡婦の特例に該当します。</p> <p>《控除額》寡婦・寡夫 26万円 寡婦の特例 30万円</p>
<p>勤労学生控除</p>	<p>あなたが学生や生徒で、合計所得金額が65万円以下であり、自己の勤労によらない所得が10万円以下のとき。申告時に学生証や在学証明書を提示してください。</p> <p>《控除額》26万円</p>

障害者控除	あなたや同一生計配偶者（納税義務者と生計を一にする配偶者のうち、前年の合計所得金額が38万円以下の者）、扶養親族が障害者であるとき。申告時に障害者手帳または証明書を提示してください。 《控除額》8ページの計算表を参照してください
配偶者控除	あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする前年中の合計所得金額が38万円以下の配偶者（「控除対象配偶者」という。内縁や他の者の扶養親族、事業専従者を除く）を扶養していたとき。 ※別居の場合は、申告書裏面の「別居の配偶者・扶養親族の氏名・住所」欄の記入も必要です。 ※あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円超であっても、生計を一にする前年中の合計所得金額が38万円以下の配偶者を扶養していた場合は、申告書表面の□同一生計配偶者欄にチェックを入れます。 《控除額》8ページの計算表を参照してください
配偶者特別控除	あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の前年中の合計所得金額が38万円超～123万円以下のとき、あなたの合計所得金額及び配偶者（内縁や他の者の扶養親族、事業専従者を除く）の合計所得金額に応じて、33万円を限度として配偶者特別控除が受けられます。申告書表面の「配偶者（特別）控除」欄に配偶者の合計所得金額を記入します。 ※別居の場合は、申告書裏面の「別居の配偶者・扶養親族の氏名・住所」欄の記入も必要です。 《控除額》8ページの計算表を参照してください
扶養控除	生計を一にする配偶者以外の親族（他の者の扶養親族、事業専従者を除く）の前年中の合計所得金額が38万円以下のとき。申告書裏面の「(8)扶養親族」欄に必要事項を記入します。 ※別居の場合は、申告書裏面の「別居の配偶者・扶養親族の氏名・住所」欄の記入も必要です。 ※16歳未満の年少扶養親族についても必ず記入してください。市民税・県民税の算定においては、扶養控除の対象とならない年少扶養親族も含めた扶養親族数により均等割額と所得割額の非課税限度額が異なります（9ページの「市民税・県民税が課税されない人」参照）。 《控除額》8ページの計算表を参照してください
基礎控除	基礎控除は、全ての方に適用されます。《控除額》33万円

所得がなかった人

申告書裏面の「(1)前年中に所得がなかった人の記入欄」の該当する番号を○印で囲んで必要事項を記入します。

1. 次の人から仕送りを受けていた（又は扶養家族だった）
 - 仕送り（扶養）している人の住所・氏名・続柄を記入します。
2. 失業給付金を受給していた
 - 受給期間を記入します。
3. 遺族年金又は障害年金を受給していた
 - 年金の種類を選んで○印で囲みます。
4. 上記の1～3にあてはまらない
 - 生活費の入手状況が預貯金による場合や、生活保護を受給している場合は該当箇所を○印で囲み、その他の場合は生活状況等を（ ）内にわかりやすく記入します。

申告書裏面の記載事項

(4)減価償却費の計算

事業所得（営業等・農業）及び不動産所得のある人で、減価償却費を必要経費として計上する場合に必要な事項を記入します。耐用年数・償却率や計算方法等不明な点は、市役所までお問い合わせください。

平成19年3月31日以前に取得した資産	旧 定 額 法	取得価額×90%×旧定額法の償却率
	旧 定 率 法	未償却残高×旧定率法の償却率
平成19年4月1日以後に取得した資産	定 額 法	取得価額×定額法の償却率
	定 率 法	未償却残高×定率法の償却率 上記の金額が償却保証額に満たなくなった年分以後は、「改定取得価額×改定償却率」の算式による。

※平成19年3月31日以前に取得した資産で、償却可能限度額に達した場合は、その翌年以降5年間にわたって1円まで償却します。

(5)事業専従者に関する事項

生計を一にする親族（15歳未満の人や配偶者控除・扶養控除を受ける人を除く）が、1年のうち6ヶ月を超える期間を事業に専ら従事している場合、次の①・②のうち少ない方の金額を控除できます。

- ①事業所得の金額（専従者控除前）÷（事業専従者の人数＋1）
- ②配偶者 86万円 その他の親族 50万円

(6)市・県民税を給与から差引きする人の給与・公的年金等に係る所得以外（令和2年4月1日において65歳未満の人は給与所得以外）の市・県民税の納税方法

希望する納税方法の□に「✓」を記入します。

(9)寄附金に関する事項

所得税及び復興特別所得税において寄附金控除の適用を受けている場合は、申告書表面左下の「寄附金控除（所得税控除額）」欄に所得税及び復興特別所得税において控除された寄附金控除額を記入します。

所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出せず、市民税・県民税における寄附金税額控除の適用のみを受けようとする場合は、申告書裏面の「(9)寄附金に関する事項」欄に必要事項を記入し、申告時に寄附金受領証明書を提示してください。なお、ふるさと納税ワンストップ特例制度の申請をした人が、確定申告書や市民税・県民税申告書（以下「申告書等」）を提出する場合は、この特例の適用を受けることができなくなるため、ふるさと納税について申告書等に記載して提出する必要があります。

その他

所得税及び復興特別所得税において住宅借入金等特別控除の適用を受けている場合

申告書表面左下の「居住開始年月日」欄を記入し、「住宅借入金等特別控除可能額」欄に所得税及び復興特別所得税において適用される住宅借入金等特別控除可能額を記入します。

所得税及び復興特別所得税額

前年分の所得税及び復興特別所得税額がある場合は、申告書表面左下の「所得税及び復興特別所得税額」欄に金額を記入します。なお、所得税及び復興特別所得税の還付を受ける場合や納付が必要な場合は、確定申告を行う必要があります。

分離課税所得、事業税、配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額の申告を行う場合

下記の①～③に該当する人は、9ページのそれぞれの欄に記入し、必要部分を切り取って申告書と一緒に提出します。

①分離課税所得がある場合 「分離課税所得の内訳」欄を使用します。

- 分離譲渡 土地・建物等の譲渡による所得です。
「短期」…譲渡した年の1月1日において所有期間が5年以下のもの。
「長期」…譲渡した年の1月1日において所有期間が5年を超えるもの。
- 株式等 株式などの有価証券の譲渡による所得です。
- 上場株式等の配当等 配当所得は原則として総合課税の対象とされていますが、上場株式等の配当等（一定の大口株主等が受けるものを除く）については、申告分離課税を選択することができます。
※申告不要制度については4ページ「配当所得」欄を参照
- 先物取引 先物取引による所得です。
- 山林 山林を伐採または立木のまま譲渡したことによる所得です。
- 退職 退職に際し、勤務先から受ける退職金・一時恩給などによる所得です（市民税・県民税が特別徴収された退職所得は申告不要）。

②事業税 「事業税に関する事項」欄を使用します。

③配当割額控除額または株式等譲渡所得割額控除額の申告をする人

配当割額または株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、「配当割額控除額又は株式等譲渡所得割額控除額に関する事項」欄を使用します。ただし、配当割額または株式等譲渡所得割額について記載した確定申告書を提出する（した）場合は、市民税・県民税の申告を重ねて提出する必要はありません。

なお、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額を申告した場合は、国民健康保険税等の金額に影響を与える場合があります。総合課税の配当所得（4ページ参照）と同様に、確定申告とは別に、市民税・県民税の申告不要制度を選択することもできます。

所得控除計算表

【生命保険料控除の控除額】

① 新制度（一般・介護医療・個人年金）		② 旧制度（一般・個人年金）	
支払保険料（A）	控除額	支払保険料（A）	控除額
12,000円以下	全額	15,000円以下	全額
12,001円～32,000円	(A)×0.5+6,000円	15,001円～40,000円	(A)×0.5+7,500円
32,001円～56,000円	(A)×0.25+14,000円	40,001円～70,000円	(A)×0.25+17,500円
56,000円超	28,000円	70,000円超	35,000円

※最高限度額 合計で70,000円

【地震保険料控除額】

	支払保険料（A）	控除額
①地震保険料	50,000円以下	(A)×0.5
	50,000円超	25,000円
②旧長期損害保険料	5,000円以下	全額
	5,001円～15,000円	(A)×0.5+2,500円
	15,000円超	10,000円

【障害者控除額】

	等級	控除額	同居(※)
特別障害者	身体1・2級、 精神1級、知的A	30万円	23万円
一般障害者	身体3～6級、 精神2・3級、知的B	26万円	

※特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族で、あなたや配偶者、生計を一にする親族のどなたかとの同居を常としている場合に控除額に加算されます

【配偶者控除額】

	あなた（納税義務者）の合計所得金額			
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超
一般の控除対象配偶者	33万円	22万円	11万円	0円
老人控除対象配偶者 (昭和25年1月1日以前に生まれた人)	38万円	26万円	13万円	

【配偶特別控除額】

配偶者の合計所得金額	あなた（納税義務者）の合計所得金額			
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超
38万円超～90万円以下	33万円	22万円	11万円	0円
90万円超～95万円以下	31万円	21万円	11万円	
95万円超～100万円以下	26万円	18万円	9万円	
100万円超～105万円以下	21万円	14万円	7万円	
105万円超～110万円以下	16万円	11万円	6万円	
110万円超～115万円以下	11万円	8万円	4万円	
115万円超～120万円以下	6万円	4万円	2万円	
120万円超～123万円以下	3万円	2万円	1万円	
123万円超	0円			

【扶養控除の控除額】

①特定扶養親族（平成9年1月2日～平成13年1月1日生まれ）	45万円
②老人扶養親族（昭和25年1月1日以前生まれ）	38万円
③同居老親等（②のうち同居している直系尊属）	45万円
④一般扶養親族（平成13年1月2日～平成16年1月1日生まれ 昭和25年1月2日～平成9年1月1日生まれ）	33万円

市民税・県民税が課税されない人

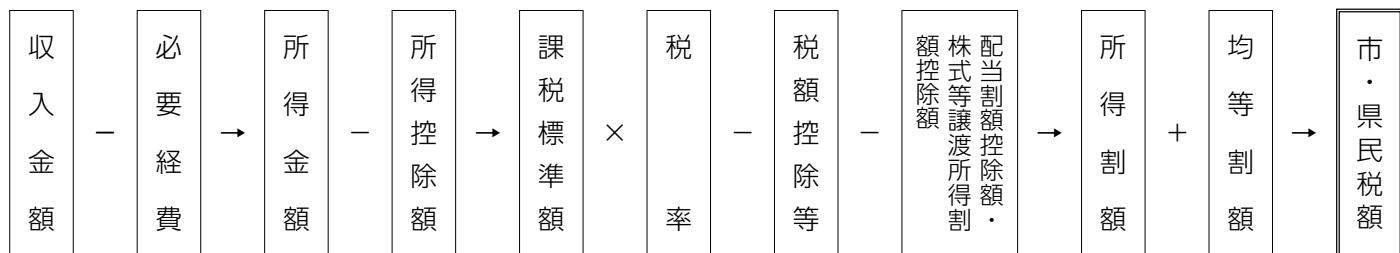
○均等割・所得割どちらも課税されない人

- ・生活保護法による生活扶助を受けている人
- ・障害者、未成年者（平成12年1月3日以降生まれで未婚）、寡婦または寡夫で、前年の合計所得金額が125万円以下の人
- ・前年の合計所得金額が、以下の計算により求めた金額以下の人
 $315,000円 \times (\text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族の数} + 1) + (\text{同一生計配偶者} \cdot \text{扶養親族がいる場合} 189,000円)$

○所得割が課税されない人

- ・前年の総所得金額等が、以下の計算により求めた金額以下の人
 $350,000円 \times (\text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族の数} + 1) + (\text{同一生計配偶者} \cdot \text{扶養親族がいる場合} 320,000円)$

市民税・県民税の計算方法



所得割額

区分	市民税	県民税
税率	6%	4%

均等割額

市民税	県民税
3,500円	2,200円

※ 所得割額及び均等割額の税率、税額は令和2年度のものです。

分離課税所得の内訳

(単位：円)

	収入金額	必要経費	差引金額	特別控除	所得金額	適用条文
短期譲渡						
長期譲渡						
株式等の譲渡 (上場分)						
株式等の譲渡 (一般分)						
上場株式等の配当等						
先物取引						
山林						
退職	収入金額	勤続年数	種類	所得控除額	所得金額(1/2前)	
			普通・障害			

事業税に関する事項

事業所の所在地					
事業税の非課税所得	円	事業用資産の譲渡損失など	円		
損益通算の特例適用前の不動産所得	円	開廃業年月日	年 月 日	(開・廃)	

配当割額控除額又は株式等譲渡所得割額控除額に関する事項

(単位：円)

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額について申告をし、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、右の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を書き入れてください。

配当割額控除額	
株式等譲渡所得割額控除額	

申告受付会場

【高崎市役所本庁】

●問合せ先：財務部市民税課 住所：〒370-8501高崎市高松町35-1 電話：(027) 321-1218 (直通)

月 日	時 間	場 所
2月17日(月)～3月16日(月) (土・日・祝日を除く)	午前8時30分～午後5時15分	市民税課2階 28番窓口

【出張受付】 受付時間：午前9時～午後1時30分 受付場所：下表のとおり

月 日	受付場所	月 日	受付場所	月 日	受付場所
2月19日(水)	西部公民館	2月28日(金)	倉賀野公民館	3月9日(月)	岩鼻公民館
2月20日(木)	新高尾公民館	3月2日(月)	南八幡公民館	3月10日(火)	中居公民館
2月21日(金)	八幡長寿センター	3月3日(火)	片岡公民館	3月11日(水)	長野公民館
2月25日(火)	北部公民館	3月4日(水)	京ヶ島公民館	3月12日(木)	東部公民館
2月26日(水)	中川公民館	3月5日(木)	佐野公民館	3月13日(金)	豊岡公民館
2月27日(木)	六郷公民館	3月6日(金)	滝川公民館		

【倉渕支所】

受付時間：午前8時30分～正午、午後1時～午後5時15分 受付場所：倉渕支所1階11会議室

月 日	区分	地区(午前)	地区(午後)	月 日	区分	地区(午前)	地区(午後)
2月17日(月)	1区	猿谷・明神・落合・下久保	田畑石上・土城谷戸・原ノ谷戸	3月3日(火)	5区	下夕村・石津	本丸・相間川・上野
2月18日(火)		上ノ谷戸・綱取・高野谷戸	島山・相吉	3月4日(水)	6区	下平・元村・上宿	上権田・塚越
2月19日(水)	2区	森下・下宿上	下宿下	3月5日(木)		上ノ久保・水有・押平・鳴石	花輪・鉄火・高座
2月20日(木)		中宿・上宿	暖井	3月6日(金)	7区	鷹ノ巣・月並・矢陸・赤竹	西ヶ渕・上ノ山・坊峰
2月21日(金)	3区	相間・大谷戸	森・中尾	3月9日(月)		堀ノ沢	中原・梨子本
2月25日(火)		中郷	下水沼	3月10日(火)	8区	細谷戸・沼田・榎ノ木・木ノ下	元三沢・桑本
2月26日(水)	4区	蘭津・細入・築地	糺屋・鍛冶屋	3月11日(水)		大島・長井(下・中)	長井(上)・本田・長井川西
2月27日(木)		七ツ石・石津	関沢・小高・山田	3月12日(木)	小倉・熊久保・亀沢	陣田・大反・相満	
2月28日(金)	1～4区	指定日に都合がつかない人		3月13日(金)	5～8区	指定日に都合がつかない人	
3月2日(月)	5区	宮原・下道	新屋敷・上村・湯ヶ沢	3月16日(月)		全区	

●問合せ先：倉渕支所税務課 住所：〒370-3492 高崎市倉渕町三ノ倉303 電話：(027) 378-4523 (直通)

【箕郷支所】

受付時間：午前8時30分～正午、午後1時～午後5時15分 受付場所：箕郷支所3階第5会議室

月 日	地区	月 日	地区
2月17日(月)	本村・原山	3月3日(火)	1区・2区
2月18日(火)	蟹沢・下善地・中善地	3月4日(水)	3区・4区
2月19日(水)	上善地・駒寄・和田山	3月5日(木)	金敷平・12区
2月20日(木)	白川区・白川辻区	3月6日(金)	松之沢・北松原・西松原・東松原
2月21日(金)	新田上・今宮	3月9日(月)	卜神・天神・原中
2月25日(火)	本田上・本田下	3月10日(火)	9区・10区・11区北・11区南
2月26日(水)	東区・新屋敷	3月11日(水)	13区・14区
2月27日(木)	生原1区	3月12日(木)	15区・南区
2月28日(金)	生原2区	3月13日(金)	下芝
3月2日(月)	生原中区	3月16日(月)	指定日に都合がつかない人

●問合せ先：箕郷支所税務課 住所：〒370-3192 高崎市箕郷町西明屋702-4 電話：(027) 371-9051 (直通)

【新町支所】

受付時間：午前8時30分～正午、午後1時～午後5時15分 受付場所：新町支所西庁舎1階会議室

月 日	地区	月 日	地区	月 日	地区
2月17日(月)	1区	2月27日(木)	5区・6区	3月9日(月)	9区
2月18日(火)		2月28日(金)		3月10日(火)	
2月19日(水)	2区	3月2日(月)	7区	3月11日(水)	10区
2月20日(木)		3月3日(火)		3月12日(木)	
2月21日(金)	3区	3月4日(水)	8区	3月13日(金)	指定日に都合が つかない人
2月25日(火)		3月5日(木)		3月16日(月)	
2月26日(水)	4区	3月6日(金)	9区		

●問合せ先：新町支所税務課 住所：〒370-1392 高崎市新町3152-1 電話：(0274) 42-1236 (直通)

【榛名支所】

受付時間：午前8時30分～正午、午後1時～午後5時15分 受付場所：榛名支所3階大会議室

駐車場：滑川駐車場をご利用ください。

月 日	地 区	月 日	地 区
2月17日(月)	下室田1～3-2区	3月3日(火)	下里見宮谷戸区・下里見向井区 下里見仲通り区・下里見北村区
2月18日(火)	下室田3-3～6区		
2月19日(水)	下室田7-1～8区・中室田1区	3月4日(水)	下里見重谷戸区・下里見八丁目区・上大島区
2月20日(木)	中室田2～5区	3月5日(木)	里見地区
2月21日(金)	中室田7区・上室田1～3区	3月6日(金)	高浜中西部・高浜坂上・高浜東部
2月25日(火)	上室田4,5区・榛名山区	3月9日(月)	本郷奥原・本郷道場中郷・本郷蔵屋敷
2月26日(水)	室田地区	3月10日(火)	本郷新井下長・本郷東・本郷後側
2月27日(木)	上里見1～3・上里見本町1,2	3月11日(水)	白岩・十文字1,2区
2月28日(金)	上里見本町3・上里見仲町	3月12日(木)	宮沢1,2区・三ツ子沢・神戸
	上里見下町1,2・上里見新井田中	3月13日(金)	久留馬地区
3月2日(月)	中里見1～4区	3月16日(月)	指定日に都合がつかない人

●問合せ先：榛名支所税務課 住所：〒370-3392 高崎市下室田町900-1 電話：(027) 374-5110 (直通)

【群馬支所】

受付時間：午前8時30分～正午、午後1時～午後5時15分(受付番号札をお渡しします。)

受付場所：群馬支所1階101会議室

注意：毎週土曜日午前中の休日窓口業務は、納税と税務証明発行のみです。申告相談はできません。

月 日	地 区	月 日	地 区
2月17日(月)	中泉	3月3日(火)	金古町王塚
2月18日(火)	後疋間・足門29区	3月4日(水)	保渡田
2月19日(水)	福島	3月5日(木)	金古2区・足門9区
2月20日(木)	北原・金古町土俵	3月6日(金)	東国分・西国分・金古町四ツ家愛宕
2月21日(金)	三ツ寺	3月9日(月)	棟高
2月25日(火)	冷水・金古6区	3月10日(火)	中里・稻荷台
2月26日(水)	観音寺	3月11日(水)	引間・足門町南・金古1区
2月27日(木)	塚田・足門町中央	3月12日(木)	観音寺東
2月28日(金)	井出・金古5区	3月13日(金)	菅谷
3月2日(月)	金古町諏訪	3月16日(月)	指定日に都合がつかない人

●問合せ先：群馬支所税務課 住所：〒370-3592 高崎市足門町1658 電話：(027) 373-1214 (直通)

【吉井支所】

受付時間：午前8時30分～正午、午後1時～午後5時15分

受付場所：吉井支所2階202会議室(受付票を記入してから番号札をお渡しします。)

月 日	地 区	月 日	地 区
2月17日(月)	東川内・西川内・中川内	3月3日(火)	高・上神保・下神保・西深沢・追辺野
2月18日(火)	南川内・中央・本町	3月4日(水)	多比良西・多比良中・新堀・谷・向平・小暮
2月19日(水)	東組・中組・久伝・上組・新町・小棚	3月5日(木)	石神・深沢・中島・黒熊・岩井
2月20日(木)	旧陣・下塩・上塩	3月6日(金)	馬庭
2月21日(金)	下長根・塩川	3月9日(月)	下岩崎・上岩崎・坂口・小根
2月25日(火)	安坪・上ノ場・折茂・宿	3月10日(火)	下奥平・中奥平・上奥平・東吉井団地
2月26日(水)	片山・小串	3月11日(水)	かじ町
2月27日(木)	本郷・東谷・大沢・大判地	3月12日(木)	西吉井団地
2月28日(金)	上池・下池	3月13日(金)	南陽台1～3丁目
3月2日(月)	矢田・多胡・松田	3月16日(月)	指定日に都合がつかない人

●問合せ先：吉井支所税務課 住所：〒370-2192 高崎市吉井町吉井川371 電話：(027) 387-3114 (直通)

【所得税及び復興特別所得税についての問合せ先】

◎高崎税務署 〒370-8611 高崎市東町134-12 高崎地方合同庁舎 電話 (027) 322-4711(代表)

◇所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場

会 場 ビエント高崎(高崎市問屋町2丁目7番地)

期 間 令和2年2月17日(月)から3月16日(月)まで(土、日曜日を除く)

ただし、2月24日(祝)及び3月1日(日)は開場します。

この期間中は、高崎税務署庁舎では、申告相談を行っておりません。

時 間 受付 午前9時から午後4時まで

◇国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくと自宅等で確定申告書が作成できますので、e-Taxで送信・書面で印刷して送付のいずれかでご提出ください。

医療費控除の明細書

(単位：円)

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

氏名 _____

1. 医療費通知を添付する場合は右記の(1)～(3)を記入してください。

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に支払った医療費の額	(3) (2)のうち社会保険などで補填される金額
	㉗	㉘

2. 医療費(上記1以外)の明細

「医療を受けた方の氏名」、「病院・薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入できます。上記1に記入したのものについては、記入しないでください。

(1) 医療費を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
2の合計			㉙	㉚

医療費の合計	A (㉗+㉙)	B (㉘+㉚)
--------	---------	---------

3. 控除額の計算

支払医療費	(合計)
保険金などで補填される金額	
差引金額 (A-B)	(赤字のときは0円)
所得金額の合計額	
D × 0.05	(赤字のときは0円)
Eと10万円のいずれか少ない方の金額	
医療費控除額 (C-F)	(最高200万円、赤字のときは0円)

A	← 申告書表面の「医療費控除」欄の(A)・(B)にそれぞれの金額を転記します。
B	
C	← 申告書表面の所得金額の合計⑨の金額を転記します。
D	
E	← 申告書表面の「医療費控除」欄の(C)に金額を転記します。
F	
G	← 申告書表面の「医療費控除」欄の控除額欄(11欄)に金額を転記します。

セルフメディケーション税制の明細書

(単位：円)

※この控除を受ける方は、通常の医療費控除は受けられません。

氏名 _____

1. 申告する方の健康の保持増進及び疾病の予防への取組

(1) 取組内容	<input type="checkbox"/> 健康診断	<input type="checkbox"/> 予防接種	<input type="checkbox"/> 定期健康診断
	<input type="checkbox"/> 特定健康診査	<input type="checkbox"/> がん検診	<input type="checkbox"/> ()
(2) 発行者名 (保険者、勤務先、市町村、 医療機関名など)			

※取組に要した費用は、控除対象となりません。

2. 特定一般用医薬品等購入費の明細

「薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入することができます。

(1) 薬局などの支払先の名称	(2) 医薬品の名称	(3) 支払った金額
合 計		A

3. 控除額の計算

医薬品購入費	(合計)
医療費控除額 (A) - 12,000円	(最高8万8千円、赤字のときは0円)

